

## 教育活動現場における被害児童生徒等対応支援ハンドブックについて

### 概要

被害からの回復には、子ども・若者が多くの時間を過ごす学校等の教育活動現場が、安全で安心な場所と感じられるよう、教育活動現場内の対応が特に重要となります。



本ハンドブックでは、いじめ・非行や、被害が特に潜在化しやすい性被害等、様々な犯罪被害にあった被害児童生徒に必要な心のケア、被害からの回復過程、教育活動現場における被害児童生徒への対応手順や留意点について記載しています。

学校等においては、警察や児童相談所などの専門機関と連携しながら、被害児童生徒の気持ちを尊重し、本人の意思を十分に考慮し、被害児童生徒を第一にご対応いただきたいです。

### 対応のポイント

- 児童生徒から被害を打ち明けられたら、「記憶の汚染」(72 ページ) や「二次被害」(38 ページ) に注意しながら、児童生徒の使った言葉をそのまま記録し、「あなたは悪くない」と伝える。
- 被害を認知したら、疑いの段階で重く受け止め、一人の教職員等に負担がかかりすぎないよう、児童生徒担当、保護者担当、関係機関担当等役割を分担しながら組織対応する。
- 特に、初めに性被害を打ち明けられた教職員等の聴取方法が、性被害を立証できるか否かに大きく影響するため、詳しく聞きすぎず、専門機関における司法面接(73 ページ) につなげる。

### 問い合わせ先

神奈川県くらし安全防災局くらし安全部  
くらし安全交通課横浜駐在事務所  
電話：045-312-1121（内線 3431）



本ハンドブックの最新版データ等、詳細は県ホームページをご参照ください。

# 「教育活動現場における被害児童生徒等対応支援ハンドブック」構成

早期発見(P12)

未然防止及び被害者への配慮に関する教育 (P19)

初期対応

被害認知

教職員等の心の反応とケア(P69)

被害の疑いを認知したときの対応(P71)

- ・認知経路別の対応方法
- ・聞き取りにおける留意点等

組織対応(P79)

管理職へ報告(P79)

保護者への連絡  
(P80)

警察又は児童相談所への相談・通報・  
通告(P84)

児童生徒への聞き取り(P84)  
被害の疑いを認知  
した後に使う被害

児童生徒間で生じた被害対応(P86)

被害児童生徒の兄弟姉妹の対応(P87)

被害当事者以外の児童生徒・保護者への対応(P87)

中長期対応

被害児童生徒やきょうだい児への対応(P89)

被害児童生徒の保護者への対応(P92)

被害当事者以外の児童生徒・保護者への対応(P92)

関係機関との連携(P92) 連携は被害直後から!

被害別対応

誰かが亡くなったとき(P94)

怪我を負ったとき(P100)

性被害(性犯罪・性暴力)(P102)

人身安全関連事案(P132)  
(児童虐待、ストーカー被害、デートDV)

SNSを  
介した被害  
(P119)